

---

**「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の  
総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」  
の変更について**

---

### 廃棄物処理法基本方針とは

- 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている。
- 前回変更（平成28年）以降、2050CNに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化。
- また、今般「廃棄物処理施設整備計画（以降「整備計画」という。）」が検討時期を迎えている。整備計画の検討に合わせ、所要の見直しを行うこととする。

# 現行の基本方針の概要

○ 現行基本方針の概要は以下のとおり。

	概要
一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向	廃棄物適正処理の方向性（第三次循環基本計画に即した内容等）
二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項	① 廃棄物の減量化の目標量 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の排出量・再生利用量・中間処理量・最終処分量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量</li> <li>◆ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数</li> <li>◆ 特定家庭用機器再生商品化法に基づく特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合</li> <li>◆ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合</li> </ul>
三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項	① 施策の基本的な枠組み ② 国民、事業者、地方公共団体、国の役割 ③ 適正処理確保のための体制確保 ④ 優良な優良な処理業者育成 ⑤ 不適正処理事案への対応 ⑥ 廃棄物の輸出入
四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項	① 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の最終処分場の残余年数</li> <li>◆ 焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を有する焼却施設で処理される一般廃棄物の割合</li> </ul> ② 処理施設の整備 ③ 優良な廃棄物処理施設への支援 ④ 地域住民に対する情報公開の促進
五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項	① 災害廃棄物対策に係る基本的考え方 ② 市町村・都道府県・国・事業者及び専門家の役割 ③ 災害廃棄物対策としての処理施設整備及び災害時の運用 ④ 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信
六 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項	① 廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進 ② 知識普及、人材育成等

## 基本方針の改定イメージ

- 基本方針の改定に当たっては、中長期シナリオ案（令和3年8月）や循環経済工程表（令和4年9月）等の内容を踏まえ、以下の点を記載してはどうか。

	中長期シナリオ（案）関連(※)	循環経済工程表関連	その他
一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向	2050CNについて追記	（廃棄物の抑制という視点から）循環経済について追記	
二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項		工程表に記載された2030目標（金属循環、プラ等）について追記	2050CN、2030年目標など、大括りな目標に絞って記載
三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項	地域と共生した地域循環共生圏的な廃棄物処理システム追及という趣旨を追記	循環資源の生産拠点としての静脈施設の必要性、ポテンシャルの追記 動脈・静脈が一体となってサプライチェーン全体で資源循環を進めるという趣旨を追記	廃棄物処理の広域化・集約的な処理・デジタル技術活用、廃棄物処理施設の長寿命化の重要性等を追記
四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項	脱炭素対応について追記		個別の具体的目標は削除しつつ、整備計画／循環基本計画に入れられるものがあるか検討
五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項			近年の災害対応踏まえて自治体や国の役割について記述見直し
六 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項			次期循環基本計画の検討などに向けた検討課題について

(※)令和3年8月に循環型社会部会で議論した「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」

## 今後のスケジュール（予定）



○ 基本方針の変更については、以下のスケジュールで検討を進めていく。

（次期整備計画の閣議決定と同時期の公布を想定）

令和4年12月23日 第44回循環型社会部会（変更の骨子案について）

令和5年3月 第45回循環型社会部会（意見公募案について）

3月～4月 意見公募

5月 第46回循環型社会部会（変更案について）

6月 公布

## 参考：廃棄物処理法基本方針の関連法令



### ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄） （基本方針）

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 参考：整備計画・循環基本計画の関連法令



### ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（廃棄物処理施設整備計画）

第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2～6 略

### ○ 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）（抄）

（循環型社会形成推進基本計画と国の他の計画との関係）

第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2～7 略

（循環型社会形成推進基本計画と国の他の計画との関係）

第十六条 略

2 環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画以外の国の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環型社会形成推進基本計画を基本とするものとする。